

令和 8 年度版

由良町まちづくり 補助・助成事業



由良町

はじめに

本パンフレットは、町民の皆さまに由良町の補助金等を広く知っていただき、ご活用いただくために作成しています。

なお、補助金等の内容については、概要のみの説明となっておりますので、詳しい事業内容につきましては、各担当課へお問い合わせください。

（本パンフレットは、「第3期由良町総合戦略」に基づく各種補助金等を掲載しています。）

目 次

産業が交わり・留まる

1	農業活性化事業	P 1
2	中山間地域等直接支払事業	P 2
3	多面的機能支払事業	P 3
4	農作物鳥獣害防護柵設置事業	P 3
5	有害獣捕獲奨励事業	P 4
6	狩猟免許等取得支援事業	P 5
7	水産業振興事業	P 6
8	小規模事業者等貸付利子補給事業	P 7

ひとが交わり・留まる

9	観光振興事業	P 8
10	民間賃貸住宅家賃補助事業	P 9
11	マイホーム取得支援事業	P 9
12	空き家改修支援事業	P 10

こども・おやが交わり・留まる

13	出産お祝金	P 11
14	妊婦のための給付金	P 11
15	新生児聴覚検査費助成事業	P 12
16	1か月児健康診査事業	P 12
17	子育て支援事業	P 13
18	すこやか子育て応援事業	P 13
19	妊産婦医療費助成事業	P 14
20	妊婦健康診査費助成事業	P 14
21	産婦健康診査事業	P 15
22	産後ケア事業	P 15
23	妊産婦アクセス支援事業	P 16
24	一般不妊治療費助成事業	P 16

25	生殖補助医療先進医療費助成事業	P 17
26	子ども医療費助成事業	P 17
27	ひとり親家庭医療費助成事業	P 18
28	保育所等の利用者負担軽減事業	P 18
29	地域子育て支援拠点事業	P 19
30	就学援助	P 19
31	学童保育事業	P 20
32	高等学校等通学費助成金交付事業	P 20
33	学校給食費無償化事業	P 21
34	学校給食費無償化補助事業	P 21

まちの活力が交わり・留まる

35	自動通話録音機貸与事業	P 22
36	住宅耐震化促進事業	P 23
37	家具転倒防止器具設置事業	P 24
38	防災行政無線戸別受信機貸与事業	P 25
39	ブロック塀等耐震対策事業	P 26
40	感震ブレーカー設置事業	P 27
41	特定空家等除却事業費補助事業	P 28
42	防災土育成事業	P 29
43	重度心身障害児者医療費助成事業	P 30
44	障害者就労支援施設等通所交通費助成事業	P 30
45	生きがい活動支援通所事業	P 31
46	紙おむつ等購入費給付事業	P 31
47	福祉バス・タクシー券助成事業	P 32
48	緊急通報装置システム事業	P 33
49	救急医療情報キット配布事業	P 33
50	健康増進事業	P 34
51	後期高齢者集団健診事業	P 35
52	人間ドック助成事業	P 36
53	健康ポイント事業	P 37
54	インフルエンザワクチン接種費用助成事業	P 37
55	がん患者アピアランスケア支援事業	P 38
56	敬老会事業	P 39
57	老人医療給付助成事業	P 40
58	原材料支給	P 40
59	合併処理浄化槽設置整備事業	P 41

1 農業活性化事業

産業振興課

目的

地域に適した組織的農業を促進し、経営基盤の整備強化による近代的農業生産及び流通の拡大、農業者の生活水準の向上並びに豊かな農村社会環境づくりを目的とします。

補助内容等

補助対象事業		補助率
1	農産物の新産地形成、高品質化、生産技術の向上、生産量の拡大及び農業経営基盤強化に関する研究又は推進を行う事業	事業費の10/10以内 (予算の範囲内)
2	農業の担い手及び新規就農者に対する生産技術の指導を行う事業	
3	農産物の有効活用に関する研究と食育推進を行う事業	
4	農山漁村地域における生活水準の向上と積極的な社会参画を推進する事業	
5	農作物に対する鳥獣害防止又は有害鳥獣の駆除を行う事業	

対象者等

次の各号の全てに該当する団体

- (1) 町に拠点を有する団体
- (2) 規約又は会則等を有する団体
- (3) 適切な資金管理、経理処理ができる組織体制である団体
- (4) 営利を目的とした事業を行わない団体
- (5) 公益性があり継続性のある事業を実施する団体

2 中山間地域等直接支払事業

産業振興課

目的

農業生産活動の維持を通じて、耕作放棄地の発生を防止し多面的機能の確保を図ることを目的とします。

補助内容等

補助対象事業		補助率
1	農業生産活動等を継続するための活動 ・農業生産活動等（耕作放棄地の防止等の活動、水路・農道等の管理活動） ・多面的機能を増進する活動（国土保全機能を高める取組、保健休養機能を高める取組、自然生態系の保全に資する取組）	田 10a あたり 2万1,000円 (急傾斜)
		田 10a あたり 8,000円 (緩傾斜)
		畑 10a あたり 1万1,500円 (急傾斜)
2	ネットワーク化活動計画の策定	畑 10a あたり 3,500円 (緩傾斜)

※ 1の活動のみの場合は交付単価の8割、1に加え2の活動を行う場合は交付単価の10割を交付

対象者等

中山間地域等農業不利地域において、集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

3 多面的機能支払事業

産業振興課

目的

地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援することを目的とします。

補助内容等

補助対象事業	補助率
地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動、地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動	田 10a あたり 8,900円以内
	畑 10a あたり 4,900円以内

対象者等

集落等を単位とする協定を締結し、地域共同による農用地、水路、農道等の地域の基礎的な保全活動及び施設の軽微な補修、老朽化が進む農業施設の補修、更新等の活動を5年以上続けて行う活動組織

4 農作物鳥獣害防護柵設置事業

産業振興課

目的

野生鳥獣による農作物への被害の防止・軽減を図ることを目的とします。

補助内容等

補助対象事業	補助率
防護柵等の設置を行う事業 防護柵等の資材 イノシシ・シカ用 1mあたり1,200円以内 サル用 1mあたり2,600円以内	対象経費の3分の2以内 (予算の範囲内)

対象者等

2戸以上の農業者をもって組織する団体等

5 有害獣捕獲奨励事業

産業振興課

目的

和歌山県が定める鳥獣保護事業計画に基づいて、サル・イノシシ・シカ・アライグマ・アナグマによる生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止並びに軽減を図ることを目的とします。

補助内容等

町内において有害獣を適法に捕獲する事業（以下の表のとおり）

○有害獣捕獲許可期間中

種別	捕獲方法	補助額
サル	銃器	2万円／頭
	銃器以外	1万円／頭
イノシシ	銃器	1万5,000円／頭
	銃器以外	6,000円／頭
シカ	銃器	1万5,000円／頭
	銃器以外	9,000円／頭
アライグマ	銃器以外	2,000円／頭
アナグマ	銃器以外	2,000円／頭

対象者等

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条に規定される有害鳥獣の捕獲に従事することを許可された方

6 狩猟免許等取得支援事業

産業振興課

① 狩猟免許等取得支援事業

目的

野生鳥獣による農作物への被害の防止・軽減を図ることを目的とします。

補助内容等

補助対象事業		補助率
1	わな猟免許を取得するための講習会への参加	事業費の 10/10以内 (予算の範囲内)
2	第一種銃猟免許を取得するための講習会及び猟銃所持許可を受けるための射撃教習への参加	

対象者等

野生鳥獣の捕獲に取り組む農業者等

② 銃等取得支援事業

目的

有害鳥獣による農作物等被害の対応策として有害鳥獣の銃による捕獲に従事する狩猟者を育成することを目的とします。

補助内容等

補助対象経費		補助率等
1	銃購入に係る費用	補助対象経費の2分の1（上限15万円）
2	ロッカー購入に係る費用	補助対象経費の2分の1（上限2万5,000円）

対象者等

次の各号の全てに該当する方

- (1) 町に住所を有する方
- (2) 和歌山県が実施する第一種銃猟免許を新規に取得し、かつ、和歌山県公安委員会の猟銃所持許可を受けた方で、和歌山県の狩猟者登録証の交付を受けた方
- (3) 町内で有害捕獲に従事する方

7 水産業振興事業

産業振興課

目的

水産業の振興及び改良を図ることを目的とします。

補助内容等

	補助対象事業	補助率
1	漁業の持続的な経営の安定化を目的とし、漁場の衰退を防止する対策等を実施する事業	事業費の1/2以内 (予算の範囲内)
2	水産業施設、設備等の整備、その他水産業環境の向上を図る事業	事業費の 10/10以内 (予算の範囲内)
3	水産物を活用した新たな加工品の研究、開発又は販路の拡大等を図る事業	事業費の 10/10以内 (予算の範囲内)

対象者等

次の各号のいずれかに該当する団体

- (1) 町に本所又は支所を有する漁業協同組合
- (2) 由良町漁業振興協議会
- (3) 前2号のほか、水産業振興を目的として組織し、町長が認めた団体

8 小規模事業者等貸付利子補給事業

産業振興課

目的

(株)日本政策金融公庫による小規模事業者経営資金又は生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の融資を受けた方に対し、融資に係る利子の補給を行い、由良町内の小規模事業者の経営の安定を図ることを目的とします。

補助内容等

利子補給の対象	利子補給の額等	交付対象期間
(株)日本政策金融公庫による小規模事業者経営改善資金又は生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（運転資金又は設備資金）の融資（2,000万円以内）	融資を受けた金額に係る各年の利子の1/2以内又は1%のいずれか低い額（予算の範囲内） ※ただし、繰上償還があったもの及び返済期日の遅延があったものは算定外とし、1円未満の端数は切り捨てます。	融資金融機関の融資制度に基づく当初の借入契約で締結した資金の借入期間の範囲内（上限3年）

対象者等

次の各号の全てに該当する方（法人を含みます。）

- (1) 町に住所を有し、同一事業を引き続き1年以上営む方
- (2) 由良町商工会又は和歌山県飲食業生活衛生同業組合、和歌山県クリーニング業生活衛生同業組合、和歌山県興行生活衛生同業組合、和歌山県公衆浴場業生活衛生同業組合、和歌山県食肉生活衛生同業組合、和歌山県美容業生活衛生同業組合、和歌山県理容生活衛生同業組合、和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合若しくは公益財団法人和歌山県生活衛生営業指導センターの推薦を受け、対象となる融資を受けている方
- (3) 町税等の滞納がない方
- (4) 対象となる融資契約に基づき正常に元利償還が行われている方

9 観光振興事業

産業振興課

目的

地域が主体となり自然、文化、歴史、産業その他の地域のあらゆる資源を活用して、魅力ある活力にあふれた地域社会の実現と観光振興を図ることを目的とします。

補助内容等

補助対象事業		補助率
1	地域観光資源の発掘や活用、更に維持、保全を行う事業	事業費の 10 / 10 以内 (予算の範囲内)
2	地域の観光振興のための事業計画を立案するために実施する調査・研究事業	
3	特産品の宣伝や販路開拓のほか新しい特産品の研究・開発を行う事業	
4	観光客の誘客に必要なイベントの開催や開発・参加・支援を行う事業	
5	観光客の誘客に必要な宣伝や地域外への情報発信を行う事業	

対象者等

次の各号の全てに該当する団体

- (1) 町に拠点を有する団体
- (2) 規約又は会則等を有する団体
- (3) 適切な資金管理、経理処理ができる組織体制である団体
- (4) 営利を目的とした事業を行わない団体
- (5) 公益性があり継続性のある事業実施する団体

10 民間賃貸住宅家賃補助事業

産業振興課

目的

婚姻後、由良町内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対し、その家賃の一部を交付することにより、町外への人口流出を防ぐとともに、新婚世帯の転入を誘引することで、定住人口の増加を実現し、地域の活性化を図ることを目的とします。

補助内容等

月額家賃から住居手当などを除いた額（実質自己負担額）の2分の1
（上限2万5,000円／月）

※ 補助期間は最長36か月

対象者等

町に住所を有し、婚姻の届出から5年以内であり、申請日現在において、届出をしている住所に居住しており、夫婦のいずれかが満40歳未満の世帯

※ 町に住所を有している方同士の婚姻も対象となります。

11 マイホーム取得支援事業

産業振興課

目的

由良町に定住する目的で住宅を取得した方に対して、補助金を交付することにより、若者の定住促進や人口流出の抑制及び地域の活性化を図ることを目的とします。

補助内容等

新築住宅又は建売住宅を取得した方に100万円
18歳未満の子ども1人につき、10万円を加算

対象者

町に住所を有し、戸籍上婚姻関係のある夫婦であり、夫婦のいずれかが18歳以上45歳未満の世帯で新築住宅又は建売住宅を取得した世帯

12 空き家改修支援事業

産業振興課

目的

空き家の改修をしようとする方に対して、補助金を交付することにより、空き家の有効利用を図るとともに由良町への移住定住を促進することを目的とします。

補助内容等

空き家改修経費の3分の2以内（上限80万円）

対象者

空き家バンク登録物件に入居され新たに町に移住される方（県外からの移住は除く）
又は転居される方

13 出産お祝金

住民福祉課

目的

生まれた子どもを養育する方に対し由良町出産お祝金を支給することにより、次世代を担う子の出産を祝福するとともに、少子化対策及び子育てに係る経済的負担の軽減を図り、子どもの健全な育成に資することを目的とします。

補助内容等

対象児 1 人につき 10 万円

対象者等

次の各号の全てに該当する方

- (1) 対象児（令和 8 年 4 月 1 日以降に生まれた子をいい、死産児を除く。）を出産し、養育する方
- (2) 対象児が出生日において町に住所を有し、現に町内に居住し、出産後も対象児と養育者が引き続き町内に住所を有し居住しようとする方

14 妊婦のための給付金

住民福祉課

目的

妊娠期から出産・子育て期までの切れ目ない相談支援の充実と、応援給付金の支給を行い、より子育てしやすい安心して出産・子育てができる環境作りを目的とします。

補助内容等

妊婦のための給付金（1 回目）妊婦	5 万円
妊婦のための給付金（2 回目）対象児 1 人につき	5 万円

対象者等

妊婦のための給付金（1 回目）

申請時点で町に住所を有し、妊娠届出をした妊婦の方

妊婦のための給付金（2 回目）

申請時点で町に住所を有し、出生届出をした養育者の方

15 新生児聴覚検査費助成事業

住民福祉課

目的

新生児の聴覚に関する機能の状況の早期確認、早期対応とともに、保護者に対し検査に要する費用の一部を助成し、経済的負担を軽減することを目的とします。

補助内容等

初回検査（1回分）の費用の一部（上限7,000円）

※ 初回検査にて「リファー（要再検）」となった場合、確認検査（1回分）の費用の一部（上限7,000円）も助成します。

対象者等

町に住所を有し、新生児聴覚検査を受ける子どもの保護者

16 1か月児健康診査事業

住民福祉課

目的

出生後1か月の子どもの成長や発達状況をチェックし、病気の早期発見とともに保護者に対し健診に要する費用を負担し、経済的負担を軽減することを目的とします。

補助内容等

1回の1か月児健康診査に係る費用（上限：6,000円）

対象者等

町に住所を有し、1か月児健康診査を受ける子どもの保護者



17 子育て支援事業

住民福祉課

目的

子育てに必要な育児用品の購入に要する費用の一部を助成することにより、子育ての経済的負担を軽減するとともに、子どもたちが健やかに伸びやかに育つための環境づくりの推進を図ることを目的とします。

補助内容等

支給対象児1人につき満2歳になる月まで1か月あたり5,000円のゆらっ子すくすくクーポン券を配布します。

対象者等

町に住所を有する満2歳未満の子どもの保護者

18 すこやか子育て応援事業

住民福祉課

目的

次代を担う子どもの伸びやかな成長を願い支援することで、子育ての負担感を緩和し、由良町に親しみを持つ子どもを育むことを目的とします。

補助内容等

対象となる幼児には由良町のゆるキャラ「ゆらの助」からメッセージカードを、その保護者には1万円分の商品券を贈呈します。

対象者等

町に住所を有する1歳から6歳の誕生日を迎える幼児及びその保護者



19 妊産婦医療費助成事業

住民福祉課

目的

妊産婦の健康の保持及び増進に寄与し、安心・安全に妊娠、出産ができるよう支援することを目的とします。

補助内容等

医療に係る自己負担分を全額助成（ただし、整形外科等に係る診療を除く。）

対象者等

次の各号の全てに該当する方

- （１） 町に住所を有し、妊娠届受理日から出産完了までの妊産婦
- （２） 他の医療費助成を受けていない方（ひとり親家庭医療費、重度心身障害児者医療費等）
- （３） 健康保険に加入している方

20 妊婦健康診査費助成事業

住民福祉課

目的

妊婦の健康管理と赤ちゃんの発育状態をチェックし、安心・安全に妊娠、出産ができるよう支援することを目的とします。

補助内容等

- （１） １４回分の妊婦健康診査に係る費用
- （２） （１）以外に要した妊婦健康診査費（上限１万円）

対象者等

町に住所を有し、妊娠の届出を行った方



21 産婦健康診査事業

住民福祉課

目的

産婦の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態を把握し産後の初期段階から支援することを目的とします。

補助内容等

2 回分の産婦健康診査に係る費用（1 回あたり上限 5, 0 0 0 円）

対象者等

町に住所を有し、産後 2 週間から 1 か月程度の産婦

22 産後ケア事業

住民福祉課

目的

産後に心身の不調や育児不安等がある産婦に対して、心身のケアや育児サポート等きめ細かい支援を実施することで育児不安を軽減し安心して子育てができるよう支援することを目的とします。

補助内容等

（１） ショートステイ型

助産所等の空きベッドを利用し宿泊による休養の機会の提供、心身のケア及び育児サポートの実施（上限 7 日以内）

（２） デイサービス型

日中、助産所等において、個別又は少数で心身のケア及び育児サポートの実施（2 時間以上 4 時間未満を 1 回として上限が 1 4 回まで）

対象者等

町に住所を有し、心身の不調、育児不安、育児支援不足等があり支援を必要とする産後 1 年未満の母子

※ 世帯の課税状況により利用者負担があります。

23 妊産婦アクセス支援事業

住民福祉課

目的

自宅又は里帰り先から遠方の分娩可能な医療機関までの移動を要する妊産婦の健康診査や出産に係る交通費や宿泊費の助成をすることにより、負担軽減を図ることを目的とします。

補助内容等

次の各号について、費用の一部を助成します。

- (1) 自宅又は里帰り先から最寄りの分娩取扱施設までの距離が20km以上となる場合の交通費
- (2) 自宅又は里帰り先から最寄りの分娩取扱施設までおおむね60分以上の移動時間を要する場合の宿泊費

対象者等

申請日及び妊婦健康診査、出産、産婦健康診査時において町に住所を有している妊産婦

24 一般不妊治療費助成事業

住民福祉課

目的

不妊治療及び不育治療を受けやすい環境づくりに資することを目的とします。

補助内容等

1年度につき、10万円を限度に連続する2年間

対象者等

町に住所を有し、婚姻をしている夫婦（事実婚を含む。）であって、夫又は妻のいずれの方が、和歌山県内に1年以上住所を有している方



25 生殖補助医療先進医療費助成事業

住民福祉課

目的

不妊治療及び不育治療を受けやすい環境づくりに資することを目的とします。

補助内容等

保険診療の生殖補助医療と併用して実施された先進医療に要した1回の治療の費用とし、1回の治療につき和歌山県生殖補助医療先進医療費助成事業実施要綱による助成金を除いた金額を助成します。

対象者等

婚姻をしている夫婦（事実婚を含む。）であって、夫又は妻のいずれかの方が、町内に住所を有している方

県要綱による助成金の交付決定を受けている方

26 子ども医療費助成事業

住民福祉課

目的

子どもの健康の保持及び増進に寄与し、児童福祉の向上を図ることを目的とします。

補助内容等

医療に係る自己負担分を全額助成します。

対象者等

次の各号の全てに該当する方

- （１） 町に住所を有し、高等学校卒業相当年齢までの子ども（１８歳に達する日以後の最初の３月３１日まで）。ただし、婚姻している方は除きます。
- （２） 健康保険に加入している方



27 ひとり親家庭医療費助成事業

住民福祉課

目的

ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とします。

補助内容等

医療に係る自己負担分を全額助成します。

対象者等

次の各号の全てに該当する方

- (1) 町に住所を有し、ひとり親家庭の保護者と、扶養されている子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）
- (2) 健康保険に加入している方

28 保育所等の利用者負担軽減事業

教育委員会教育課

目的

多子世帯の子育てにおける経済的な負担の軽減を図ることを目的とします。

補助内容等

- (1) 2人以上の子どもを持つ世帯で、保育所等に通う2人目以降の利用者負担額を無償化します。
- (2) 保育所等に通う児童に係る給食費を無償化します。

対象者等

町に住所を有し、保育所等に通う児童の保護者等



29 地域子育て支援拠点事業

教育委員会教育課

目的

地域において子育て親子の交流等を促進し、子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とします。

補助内容等

子育て親子に交流の場の提供と交流の促進、子育て相談のアドバイス、子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を実施します。

対象者等

乳幼児と保護者

30 就学援助

教育委員会教育課

目的

学校教育法第19条の規定に基づき義務教育の円滑な実施のため、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者の負担軽減を図ることを目的とします。

補助内容等

- (1) 学用品費
- (2) 新入学学用品費（小学1年生及び中学1年生のみ対象）
- (3) 修学旅行費（小学6年生及び中学3年生のみ対象）
- (4) 学校給食費（町内小中学校在籍の児童生徒のみ対象）
- (5) 通学費（町外小中学校在籍の児童生徒のみ対象）

対象者等

次の各号のいずれかに該当する方

- (1) 町に住所を有する生活保護法に規定する要保護者
- (2) 町に住所を有する要保護者に準ずる程度に困窮し、由良町教育委員会が就学援助を必要と認めた方（児童扶養手当受給者、ひとり親家庭医療受給者、ひとり親で非課税世帯）

31 学童保育事業

教育委員会教育課

目的

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学6年生までの児童に対し、放課後や学校休業日に児童の安全な居場所の確保と健全な育成（遊びや生活の場、集団での遊びの場の提供）を図ることを目的とします。

補助内容等

- (1) 月額 7,000円
- (2) 延長保育料（1時間） 300円
- (3) 臨時に1日保育する場合（学校休業日） 700円
- (4) 臨時に1日保育する場合（放課後） 500円

※ 保育料の減免を受けることができる場合があります。

対象者等

由良小学校に在籍する小学1年生から6年生までの児童

32 高等学校等通学費助成金交付事業

住民福祉課

目的

鉄道等を利用して高等学校等に通学する高校生等の保護者等に対し、その通学に要する費用の一部を助成することにより、保護者等の負担の軽減を図り、もって将来のまちづくりを担う人材の育成及び切れ目ない子育て支援に資することを目的とします。

補助内容等

通学定期券等購入費の半額（上限3万円）

対象者等

次の各号の全てに該当する方の保護者等

- (1) 町に住所を有する高校生等（和歌山県内の高等学校等に現に通学している方で、高等学校等の在学期間が36か月以内の生徒又は学生）であって、当該住所に居住している方
- (2) 鉄道等を利用して高等学校等に通学している方



33 学校給食費無償化事業

教育委員会教育課

目的

子育てにおける経済的な負担の軽減を図ることを目的とします。

補助内容等

児童生徒に係る学校給食費の無償化

対象者等

次の各号の全てに該当する方

- (1) 由良町立小中学校に在籍する児童生徒を養育する保護者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助を受けていない又は他の制度により、学校給食費の補助を受けていない保護者



34 学校給食費無償化補助事業

教育委員会教育課

目的

食物アレルギー等により学校給食の代替として弁当を持参する児童生徒の保護者に対し、経済的な負担の軽減を図ることを目的とします。

補助内容等

欠食となった給食数に1食あたりの学校給食費相当額（小学校300円、中学校330円）を乗じた額

対象者等

町に住所を有し、次の各号の全てに該当する方

- (1) 由良町立小中学校に在籍する児童生徒を養育する保護者
- (2) 食物アレルギーその他身体的理由により、学校給食の代替として弁当を持参する児童生徒を養育する保護者



35 自動通話録音機貸与事業

総務政策課

目的

近年、消費トラブルの相談件数や振り込め詐欺などの被害が増加していることから、呼び出し音が鳴る前に警告メッセージが流れる自動通話録音機を無償貸与することにより、振り込め詐欺等の被害を未然に防ぐことを目的とします。

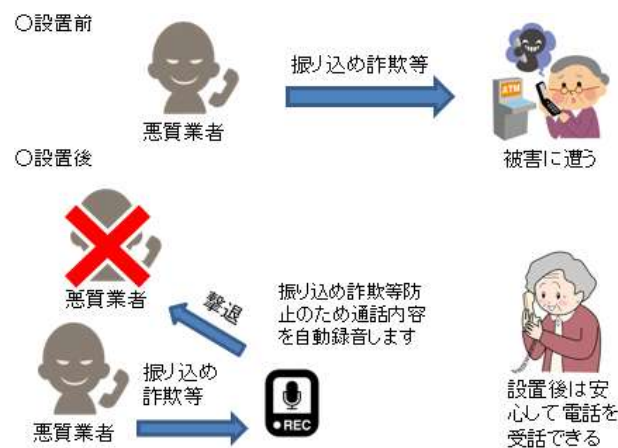
補助内容等

自動通話録音機の貸与（貸与から1年を経過すれば録音機は無償で譲渡します。）

対象者等

次の各号のいずれかに該当する方（※ 緊急通報装置システム事業との併用不可）

- （1） ひとり暮らしをしている65歳以上の方
- （2） 65歳以上の方のみで構成される世帯に属する方
- （3） 平日の日中において住居に65歳以上の方のみとなることが常態である世帯に属する方



36 住宅耐震化促進事業

地域整備課

目的

耐震性が基準に満たない住宅への改修事業等の補助を行い、地震発生時における住宅の倒壊等の災害を防止することを目的とします。

補助内容等

- (1) 木造住宅耐震診断
簡易診断費用の4万8,000円が無料
- (2) 非木造住宅耐震診断
診断費用の2/3 (上限8万9,000円)
- (3) 耐震補強設計 (現地建替え)
設計費用の2/3 (上限13万2,000円)
- (4) 耐震改修工事 (現地建替え)
工事費用の2/3 + 11.5% (上限115万9,600円)
- (5) 耐震ベッド及び耐震シェルター
工事費用の2/3 (上限26万6,000円)
- (6) 設計と改修工事の一体型
設計と工事の合わせた費用 (上限131万6,000円)
- (7) 土砂災害対策改修
工事費用の23% (上限77万2,800円)

対象者等

次の各号に該当するもの

- (1) 耐震診断の対象は、町内に存する平成12年5月31日以前に着工された木造住宅で、地上階数2以下でかつ延床面積が200㎡以下のもの、または昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅
- (2) 耐震補強設計、耐震改修工事、耐震ベッド及び耐震シェルターの補助は、由良町が実施した耐震診断において評点が一定の点数以下と診断された住宅で、当該設計又は工事によって一定以上の評点を満たすもの
- (3) 土砂災害対策改修の対象は、町内において土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物で、改修の結果、土砂災害に対して安全な構造となるもの



37 家具転倒防止器具設置事業

総務政策課

目的

地震発生時における家具の転倒等による被害から生命及び財産を守ることを目的とします。

補助内容等

家具転倒防止器具の購入及び取付けに要する経費

※ 1世帯につき上限5個

対象者等

町に住所を有し、町税等を滞納しておらず、次の各号のいずれかに該当する方を含む世帯

- (1) 満65歳以上の方
- (2) 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている方
- (3) 和歌山県から療育手帳の交付を受けている方
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方



38 防災行政無線戸別受信機貸与事業

総務政策課

目的

防災行政無線の内容を聞くことができる戸別受信機を貸与することで、防災情報の伝達手段の多様化を目的とします。

補助内容等

戸別受信機の貸与と住居等への取付け 1世帯につき1台限り
(アンテナの設置が必要となる場合があります。)

対象者等

町に住所を有し、町税等を滞納していない世帯



39 ブロック塀等耐震対策事業

総務政策課

目的

地震発生時におけるブロック塀、石塀、レンガ塀のほかこれらに類する塀の倒壊等による被害の軽減及び避難路の寸断を防ぐことを目的とします。

補助内容等

(1) ブロック塀等の撤去又は補強

避難路に面しているブロック塀等撤去又は補強に要する費用（実費）と撤去又は補強するブロック塀等の延長1メートルにつき1万円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない金額の2分の1以内（上限10万円）

(2) ブロック塀等の改善

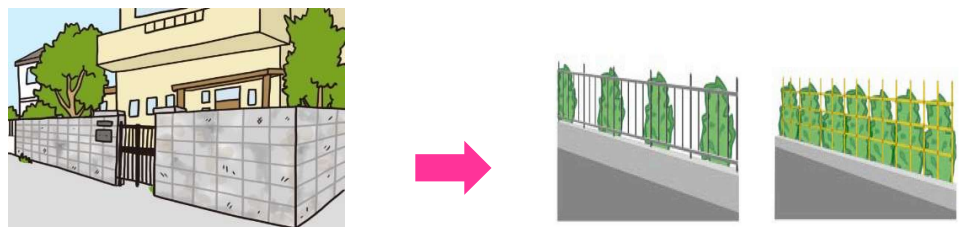
避難路に面しているブロック塀等撤去及び生垣・フェンス等設置に要する費用（実費）と撤去するブロック塀等及び生垣・フェンス等を設置する延長1メートルにつき2万円を乗じて得た金額を比較して、いずれか少ない金額の2分の1以内（上限20万円）

※ 避難路とは、由良町地域防災計画に定める緊急輸送道路及び避難経路のこと。

対象者等

町税等を滞納していない方で、次の各号のいずれかに該当する方

- (1) 町内にあるブロック塀等を所有する個人又は当該所有者と親族関係にある方
- (2) 町内にあるブロック塀等を所有する法人又は自治会等の地縁団体
- (3) 町内にあるブロック塀等の所有者の承諾を得て実施する当該地域の自主防災組織



40 感震ブレーカー設置事業

総務政策課

目的

地震発生時における住宅の出火及び延焼を居住者自ら防止することにより、被害の減少並びに住民及び地域の防災力の向上を図ることを目的とします。

補助内容等

感震ブレーカーの購入及び取付けに要する経費 上限 3 万円

※ 1 世帯につき 1 回限り

対象者等

町に住所を有し、町税等を滞納していない方で、次の各号のいずれかに該当する方を含む世帯

- (1) 満 65 歳以上の方
- (2) 身体障害者福祉法第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている方
- (3) 和歌山県から療育手帳の交付を受けている方
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

41 特定空家等除却事業費補助事業

地域整備課

目的

特定空家等の除却に要する経費の一部を補助することで、周辺に危害を及ぼす可能性がある特定空家等の除却を推進し、町民の安全の確保及び住環境の向上を図ることを目的とします。

※ 特定空家等とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のこと。

補助内容等

解体費用の2分の1（上限50万円）

対象者等

町内に存する空き家等のうち、特定空家等として判定され、かつ町内の業者が解体する空き家等



42 防災士育成事業

総務政策課

目的

地域防災の担い手の育成を促進することにより、地域防災力の向上に寄与することを目的とします。

補助内容等

防災士の資格を取得するために必要な次に掲げる経費を補助対象とします。

- (1) 講座の教本代金
- (2) 防災士資格取得試験受験料
- (3) 防災士認証登録料

対象者等

町に住所を有する方又は町長が認める方であって、町税等の滞納がなく、次の各号の全てに該当する方

- (1) 講座を受講する方で防災士の資格を取得しようとする方
- (2) 防災士の資格取得に関し他の助成制度による財政的支援を受けていない方又は受ける予定でない方



43 重度心身障害児者医療費助成事業

住民福祉課

目的

重度心身障害児者の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的とします。

補助内容等

医療に係る自己負担分を全額助成

対象者等

町に住所を有し、健康保険に加入している方で、次の各号のいずれかに該当したときの年齢が65歳未満である方

- (1) 身体障害者手帳（1級・2級・3級）を所持されている方（ただし、3級の方は非課税世帯に限り、入院医療費のみ助成）
- (2) 療育手帳（A1・A2）を所持されている方
- (3) 特別児童扶養手当（1級）に該当する方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳（1級）を所持されている方
- (5) 自立支援医療受給者証（精神通院）を所持されている方（ただし、精神疾患による通院医療費のみ助成）

44 障害者就労支援施設等通所交通費助成事業

住民福祉課

目的

就労及び社会参加を目的として障害者就労支援施設等に通所している在宅心身障害児者に対し、自立と社会参加の促進を図ることを目的とします。

補助内容等

施設等への通所に要する電車又はバスの定期券代相当額の2分の1の額（1か月の上限1万円）を補助

対象者等

町に住所を有する在宅心身障害児者

45 生きがい活動支援通所事業

住民福祉課

目的

自宅に閉じこもりがちな高齢者の方に対して、外出する機会を提供し日常生活動作訓練や趣味活動等の各種サービスを提供することで閉じこもりや認知機能低下を予防し、いつまでも自立した生活がおくれるよう支援することを目的とします。

補助内容等

- (1) 日常動作訓練から趣味活動等の各種サービスの提供
- (2) 1回の利用料 400円（ただし、週に1回限りとし、昼食代が別途必要）

※ 委託先：由良町社会福祉協議会

対象者等

次の各号の全てに該当する方

- (1) 町に住所を有し、おおむね65歳以上の方
- (2) 介護保険法による要支援、要介護認定を受けていない方

46 紙おむつ等購入費給付事業

住民福祉課

目的

在宅で生活している要介護者を介護するご家族等の身体的、経済的な負担の軽減を図り、要介護者の方及びご家族の在宅生活を支援することを目的とします。

補助内容等

1人につき月額3,000円の助成券を配布します（助成対象は紙おむつ及び尿取りパット）。

対象者等

由良町の介護保険被保険者で、介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定において要介護3、4又は5と判定された方のうち、町民税非課税世帯に属し、常時失禁状態にある在宅高齢者を介護している家族等

47 福祉バス・タクシー券助成事業

住民福祉課

目的

重度障害児者、在宅の高齢者等の日常生活の便宜を図り、行動範囲を広げるとともに、その福祉の増進に資することを目的とします。

補助内容等

1万5,000円分の福祉バス・タクシー券1冊（1枚につき100円分利用可能な券を150枚綴り）を交付します。

対象者等

次の各号のいずれかに該当している方

- (1) 今年度中に満75歳以上となる方
- (2) 身体障害者手帳（1級・2級）、療育手帳（A1・A2）又は精神障害者保健福祉手帳（1級～3級）を所持されている方
- (3) 70歳以上の運転免許証を自主返納された方（申請時に運転経歴証明書又は免許取消通知書が必要）



48 緊急通報装置システム事業

住民福祉課

目的

ひとり暮らしの方等が地域における自立した生活を継続させるため、相談や緊急時等における迅速かつ適切な対応を図り、緊急時等に対する不安を軽減することにより、ひとり暮らしの方等の在宅生活を支援することを目的とします。

補助内容等

緊急通報機器を貸与します。

対象者等

町に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する方であって、由良町地域防災計画に定める避難行動要支援者名簿の名簿情報提供に同意した方

- (1) 65歳以上の1人暮らし、寝たきり又はこれに準ずる方
- (2) 介護保険法による要介護状態区分で3以上の認定を受けている方
- (3) 身体障害者手帳（1級・2級）、療育手帳（A1・A2）又は精神障害者保健福祉手帳（1級）を所持されている方
- (4) ひとり暮らしで、慢性疾患を有し、日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある方
- (5) 前各号に掲げる方のほか、前各号と同等と認められる方又は災害時において支援が必要な方

49 救急医療情報キット配布事業

住民福祉課

目的

在宅の高齢者に対し、かかりつけの医療機関や持病等、救急時に必要な情報を保管する「救急医療情報キット」を配布することにより、高齢者の安心・安全な在宅生活を支援することを目的とします。

補助内容等

次のものを無償で配布します。

・保管容器 ・救急医療情報シート ・玄関用シール ・冷蔵庫用マグネット

対象者等

町に住所を有する65歳以上の方

50 健康増進事業

住民福祉課

目的

疾病を早期に発見し、早期に治療できるよう支援することを目的とします。

補助内容等

自己負担額

○集団健診

(1) 特定健診	600円
(2) 胃がん検診（バリウム検査）	500円
(3) 大腸がん検診	100円
(4) 乳がん検診	400円
(5) 胸部検診	無料
(6) 肝炎ウイルス検診	無料

○個別健診

(1) 胃がん検診（胃内視鏡検査）	1,800円
(2) 乳がん検診	1,000円
(3) 子宮頸がん検診	1,500円
(4) 骨粗鬆症検診	800円

対象者等

町に住所を有し、健診等の内容ごとに次の各号に定める年齢に該当する方

○集団健診

(1) 特定健診	40歳から74歳までの国民健康保険加入者
(2) 胃がん検診（バリウム検査）	50歳から74歳まで
(3) 大腸がん検診	40歳から89歳まで
(4) 乳がん検診	40歳から89歳までの女性で2年に1回
(5) 胸部検診	40歳から89歳まで
(6) 肝炎ウイルス検診	40歳から79歳まで※過去に受診された方は対象外

○個別健診

(1) 胃がん検診（胃内視鏡検査）	50歳から89歳までの方で2年に1回
(2) 乳がん検診	40歳から89歳までの女性で2年に1回
(3) 子宮頸がん検診	20歳から89歳までの女性で2年に1回
(4) 骨粗鬆症検診	41歳（年度末年齢）から71歳までの5歳きざみの女性

51 後期高齢者集団健診事業

住民福祉課

目的

後期高齢者の健康診査を医療機関のみだけでなく、由良町の総合健診でも受診できるようにすることで、疾病を早期に発見し、早期に治療できるよう支援することを目的とします。

補助内容等

自己負担額分が無料で、以下の検査が受けられます。

検査項目

【基本項目】

問診、計測（身長・体重・BMI・血圧）、診察（身体診察）、血液検査（脂質・肝機能・糖代謝）、尿検査（糖・蛋白）

対象者等

後期高齢者医療被保険者

52 人間ドック助成事業

住民福祉課

目的

健康状態の確認や生活習慣病等の早期発見、早期治療に努められるよう支援することを目的とします。

補助内容等

(1) 脳ドック

自己負担額 8,800円

特定健診に係る項目

問診・計測・診察・尿及び血液検査

その他の項目

脳神経系検査・心電図検査等

(2) 心血管ドック

自己負担額 6,200円

特定健診に係る項目

問診・計測・診察・尿及び血液検査

その他の項目

心エコー検査・胸部レントゲン・心電図検査等

対象者等

40歳から74歳までの国民健康保険に加入している方

※ 申込時に脳ドックか心血管ドックのどちらかを選択していただきます。

53 健康ポイント事業

住民福祉課

目的

健康づくりへの習慣と関心を高め、楽しく継続的な健康づくりに取り組んでもらうことを目的とします。

補助内容等

健康ポイント事業の健診等や健康イベントに参加し、3,000ポイント集めると次の各号のいずれかの商品と交換できます。

- (1) 海の幸賞（海産物セット）
- (2) 大地の恵み賞（農産物セット）
- (3) ゆら発祥で賞（名産品セット）

対象者等

町に住所を有し、40歳から74歳までの方

54 インフルエンザワクチン接種費用助成事業

住民福祉課

目的

インフルエンザへの感染及び重症化を予防するとともに感染拡大を防ぐことを目的とします。

補助内容等

- (1) 1回の接種につき、1,000円を限度に助成します。
- (2) 13歳未満の子どもについては、2回を限度として助成します。

対象者等

町に住所を有し、生後6か月以上65歳未満の方



55 がん患者アピアランスケア支援事業

住民福祉課

目的

がん患者の治療に伴う心理的及び経済的な負担を軽減し、治療と社会参加の両立及び療養生活の質の向上を図ることを目的とします。

補助内容等

治療に伴う外見の変化を補完する補整具の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。助成金の額は、次に掲げる補整具の種類ごとに算出した前項に規定する経費に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）の合計額とします。ただし、購入した補整具の数にかかわらず、補整具の種類ごとに次に掲げる額を上限とします。

- ・ウィッグ（全頭用）…上限2万円

- ・乳房補整具…補整下着の場合 1万円

人工乳房又は人工乳頭の場合 2万円

ただし、補整下着、人工乳房又は人工乳頭を混在して申請している場合は、2万円

対象者等

次の要件を満たす方

- （1） 助成金の申請日及び補整具の購入日に町内に住所を有する方
- （2） がんと診断され、がん治療を受けた又は現に治療を受けている方
- （3） がん治療に起因する脱毛又は乳房の切除に伴う補整具が必要である方
- （4） 申請を行う補整具について、他の同様の法令等に基づく助成を受けていない方
- （5） 購入された日から起算して1年以内の補整具が対象

56 敬老会事業

住民福祉課

目的

高齢者の長年にわたる地域への貢献に感謝するとともに、高齢者を敬愛し、長寿を祝うため、自治会等の団体が自主的に実施する敬老会事業により、高齢者の生きがい活動を支援することを目的とします。

補助内容等

敬老会実施に伴う事業費（限度額：75歳以上の参加者1人につき3,000円を乗じた額）

対象者等

敬老会を実施した自治会、老人クラブ等

57 老人医療給付助成事業

住民福祉課

目的

老人の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的とします。

補助内容等

医療に係る自己負担分の1割を助成します。

対象者等

町に住所を有し、健康保険に加入している次の各号の全てに該当する方

- (1) 67歳の誕生日の属する月から70歳の誕生日の属する月（誕生日が1日の場合は、その日の属する前月）の末日を経過していないこと。
- (2) 後期高齢者医療の被保険者ではないこと。
- (3) 町民税非課税世帯の方
- (4) 世帯員の前年の収入金額の合計額が100万円（世帯員の数が2人以上である場合にあっては、100万円に世帯員のうち1人を除いた世帯員1人につき40万円を加算した額）を超えないこと。
- (5) 老人の世帯員の金融資産合計が350万円を超えない、かつ世帯員の金融資産合計が350万円に世帯員の数に乗じて得た額を超えないこと。
- (6) 世帯員が活用できる資産を有していないこと。
- (7) 老人が同じ世帯員以外の方から扶養を受けていないこと。

58 原材料支給

地域整備課

目的

2戸以上の利用がある公共的な施設（道路、水路等の維持、改良）の整備に要する原材料を支給することにより、町土の保全、環境維持を図ることを目的とします。

補助内容等

工事に必要な生コンクリート等の原材料
(町予算の範囲内で、規模等の制限有り)

対象者等

自治会等

59 合併処理浄化槽設置整備事業

上下水道課

目的

し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とします。

補助内容等

人槽 区分	浄化槽設置 補助金額	単独浄化槽撤去 工事補助金額	くみ取り槽撤去 工事補助金額	配管工事 補助金額
5人槽	33万2,000円	15万円	12万円	33万円
6人槽から 7人槽まで	41万4,000円			
8人槽以上	54万8,000円			

※ 浄化槽設置、単独浄化槽撤去、くみ取り槽撤去、配管工事の費用が上表のそれぞれの金額に満たない場合は、当該設置、撤去、工事の費用額分を補助額とします。

対象者等

- 1 補助事業の対象となる地域
町内であり次の区域を除く地域
 - (1) 公共下水道事業計画区域
 - (2) 漁業集落環境整備事業計画区域
- 2 補助事業の対象となる合併処理浄化槽
 - (1) 処理対象人員が50人以下かつ住宅用（店舗等併用住宅も含む。）
 - (2) （社）全国浄化槽団体連合会とその会員である各都道府県の浄化槽協会
で実施する「小型合併処理浄化槽機能保証制度」に基づき保証登録されたもの
- 3 補助事業の対象となる方
1の地域において、2の合併処理浄化槽を設置しようとする方で、次の各号の全てに該当する方であること。
 - (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の受理書の交付又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けた方
 - (2) 和歌山県浄化槽に関する指導要綱に基づき適正に維持管理を行う方
 - (3) 継続的な使用が認められる方
 - (4) 住宅等を借りている方が合併処理浄化槽を設置する場合は、賃貸人等の承諾が得られた方
 - (5) 販売目的の住宅でないこと（居住のため購入される方は補助対象）
 - (6) 町に住所を有している方又は転入予定者
- 4 申請の受付は、11月30日まで（土・日曜日、祝日除く。）

令和8年度版

由良町まちづくり 補助・助成事業



由良町

〒649-1111 和歌山県日高郡由良町大字里1220番地の1

<http://www.town.yura.wakayama.jp/>

令和8年8月発行

総務政策課 65-1801
税 務 課 65-1802
住民福祉課 65-0201
産業振興課 65-3850
地域整備課 65-1203

上下水道課 65-1804
出 納 室 65-1205
教育委員会教育課 65-1800
議会事務局 65-1100